

## 国立市国民保護協議会運営要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、国立市国民保護協議会条例(平成24年3月国立市条例第3号。以下「条例」という。)第6条の規定により、国立市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 協議会の会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(委員の代理)

第3条 やむを得ない理由により協議会に出席できない委員は、同一の機関に属する者を自らの代理として出席させることができる。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は、国立市情報公開条例(平成14年12月国立市条例第35号)第21条の規定により公開する。

(異動等の報告)

第5条 委員にその所属機関における職の異動等があったときは、当該委員は、速やかに会長に報告しなければならない。

付 則

この訓令は、平成24年10月12日から施行する。